

## 中小企業等による感染症対策助成事業 申請受付期間を延長します！

東京都及び東京都中小企業振興公社は、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組等への助成事業について、申請受付期間を延長しますので、お知らせします

### 変更点

- ・ 申請受付期間 [従 前] 令和3年1月4日(月)から令和3年2月26日(金)まで(必着)  
[変更後] 令和3年1月4日(月)から **令和3年4月30日(金)まで(必着)**
- ・ 助成対象期間 [従 前] 令和3年1月4日(月)から令和3年4月30日(金)まで  
[変更後] 令和3年1月4日(月)から **令和3年6月30日(水)まで**

### 募集概要(変更後)

#### (1) 事業内容

##### 〔共通条件〕

- 助成対象者：都内中小企業者(会社及び個人事業主)、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業団体等
- 助成内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策に必要な費用
- 助成率：2/3以内

区分	(A) 単独申請 【対象】備品購入、内装・設備工事	(B) グループ申請 【対象】消耗品の共同購入
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	3事業者以上の中小企業者等による共同申請
対象経費	<b>備品購入費</b> (例)サーモカメラの購入等 (注)1点あたり購入単価が10万円(税抜)以上 <b>内装・設備工事費</b> (例)換気設備やパーティションの設置工事等	<b>消耗品の共同購入費</b> (例)アクリル板、消毒液、CO2濃度測定器の購入等 (注)1点あたり購入単価が10万円(税抜)未満
助成限度額	<b>50万円</b> (申請下限額10万円) ・内装・設備工事を含む場合は <b>100万円</b> ・換気設備の設置を含む場合は <b>200万円</b> ※上記の助成限度額は、1店舗(事業所)ごとに適用されます。	<b>30万円</b>

※ 1事業者につき最大で、各コース1回ずつ助成が受けられます(申請内容の重複は不可)。

(2) 申請受付期間 令和3年1月4日(月)～**令和3年4月30日(金)**

(3) 助成対象期間 令和3年1月4日(月)～**令和3年6月30日(水)**

#### (4) 申請方法

① 東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード  
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.html>

② 申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付

<お問い合わせ窓口> 中小企業等による感染症対策助成事業事務局

電話 03-4477-2886



問い合わせ先 (事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4714

(助成金に関すること) 東京都中小企業振興公社

電話 03-4477-2886